高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程（案）に対する意見公募要領

令和８年１１月２日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室

１．意見公募の趣旨・目的・背景

令和４年の通常国会において成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 74 号。以下「改正法」という。）附則第１条第４号の施行により、改正法施行前から措置されていた認定完成検査実施者制度及び認定保安検査実施者制度が廃止されることに伴い、当該制度に係る規定の削除及び引用条項の整理を行うとともに、高圧ガス設備の一時補修に係る規定の整備、認定高度保安実施者の申請等に係る手続きの合理化等を行うため、通達を改正することとしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

・高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程（案）

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
（２）窓口での配布
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室
（東京都千代田区霞が関　経済産業省本館９階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月１日（火）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
住所：〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室
パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
　　意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。
　　メールアドレス：　bzl-koatsu-gas@meti.go.jp
　　（電子メールの件名を「高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程（案）に対する意見」として下さい。）
※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室　パブリックコメント担当　宛

「高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）